

農地集積・集約化等について

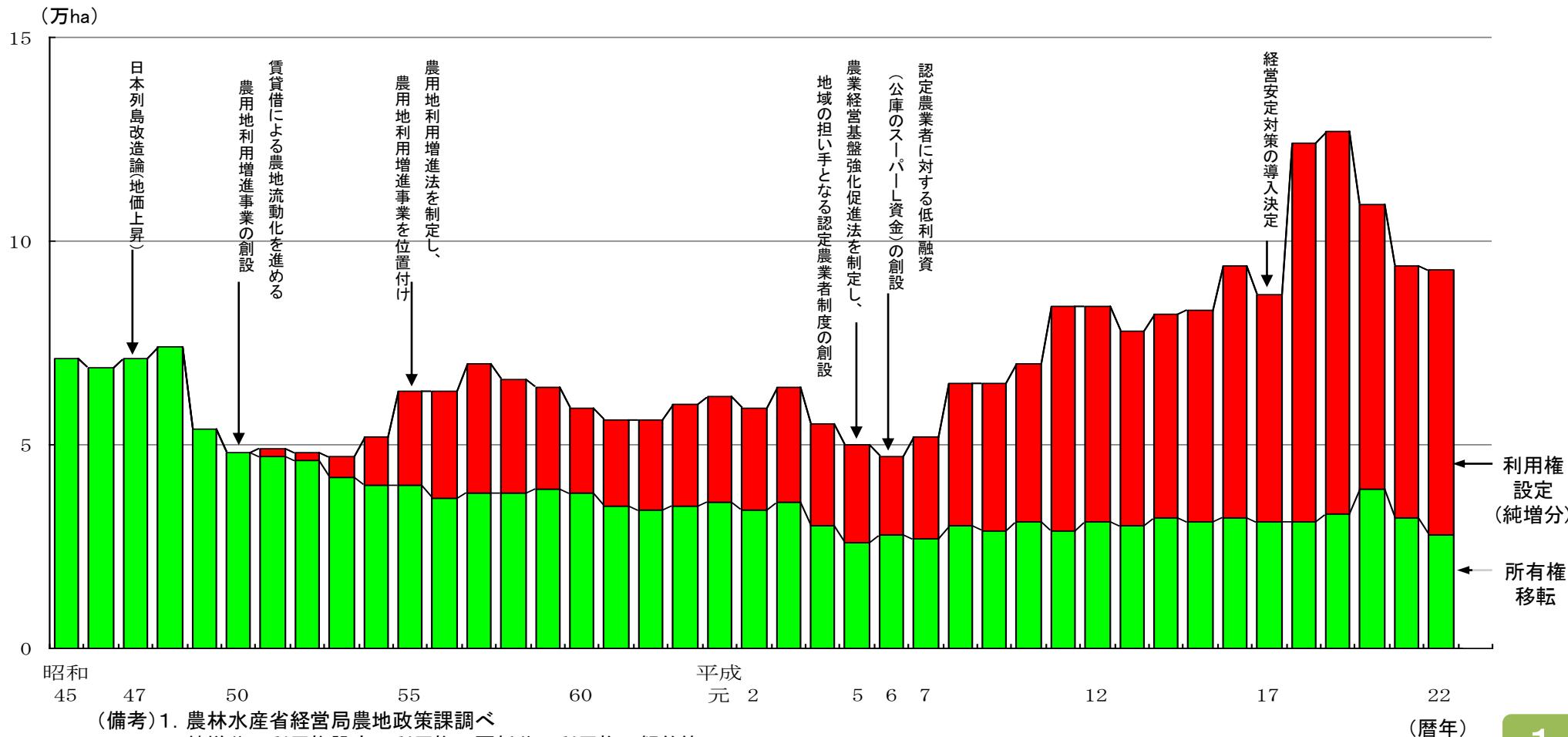
平成 25 年 8 月 22 日

農林水産省

1. 農地集積・権利移動の状況

① 農地の権利移動面積(フロー)の推移

- 昭和50年の農用地利用増進事業の創設以降、利用権(賃借権等)設定による農地流動化を推進。
 - 平成5年の認定農業者制度の創設、平成6年の認定農業者に対するスーパーL資金の創設により、利用権(賃借権等)設定による農地流動化が加速。

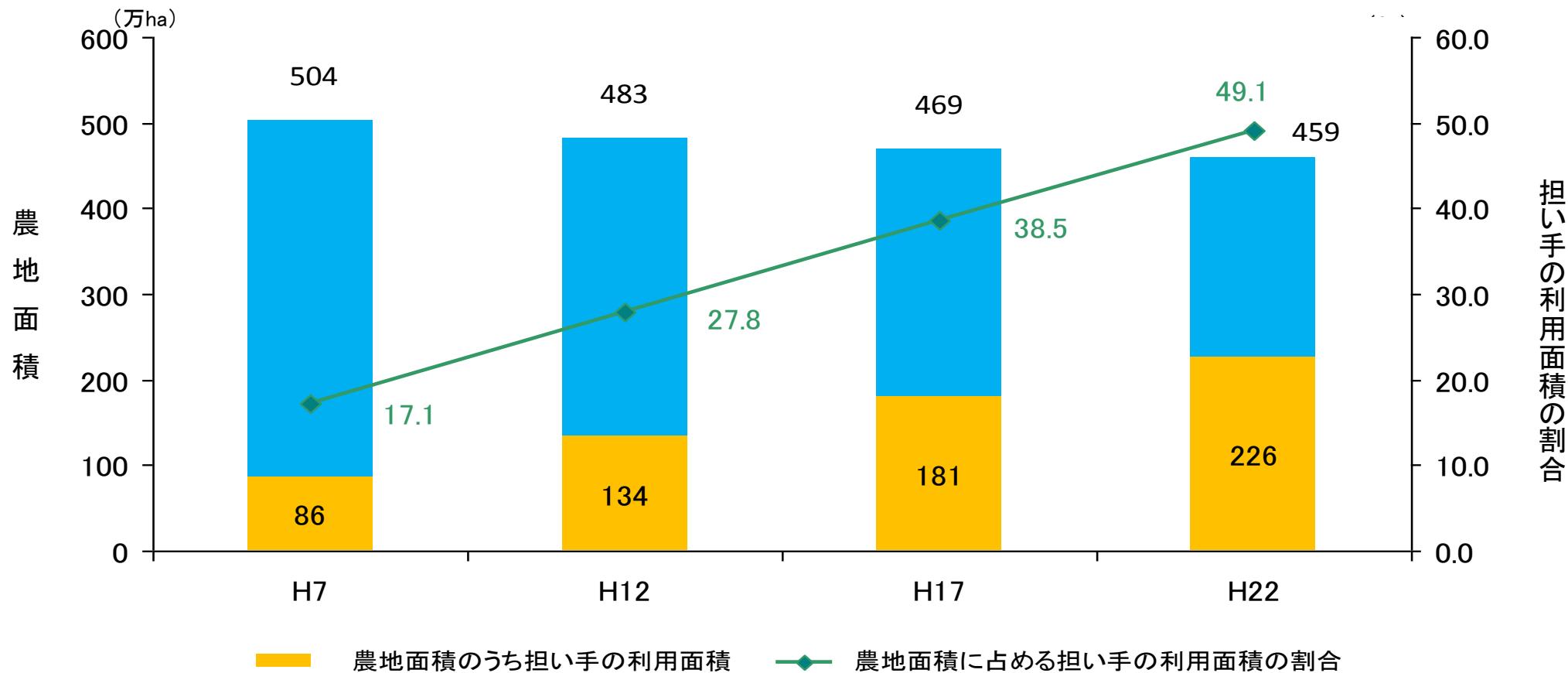


(備考)1. 農林水産省経営局農地政策課調べ

2. 純増分=利用権設定-利用権の更新分-利用権の解約等

1. ② 農地面積に占める扱い手の利用面積（ストック）

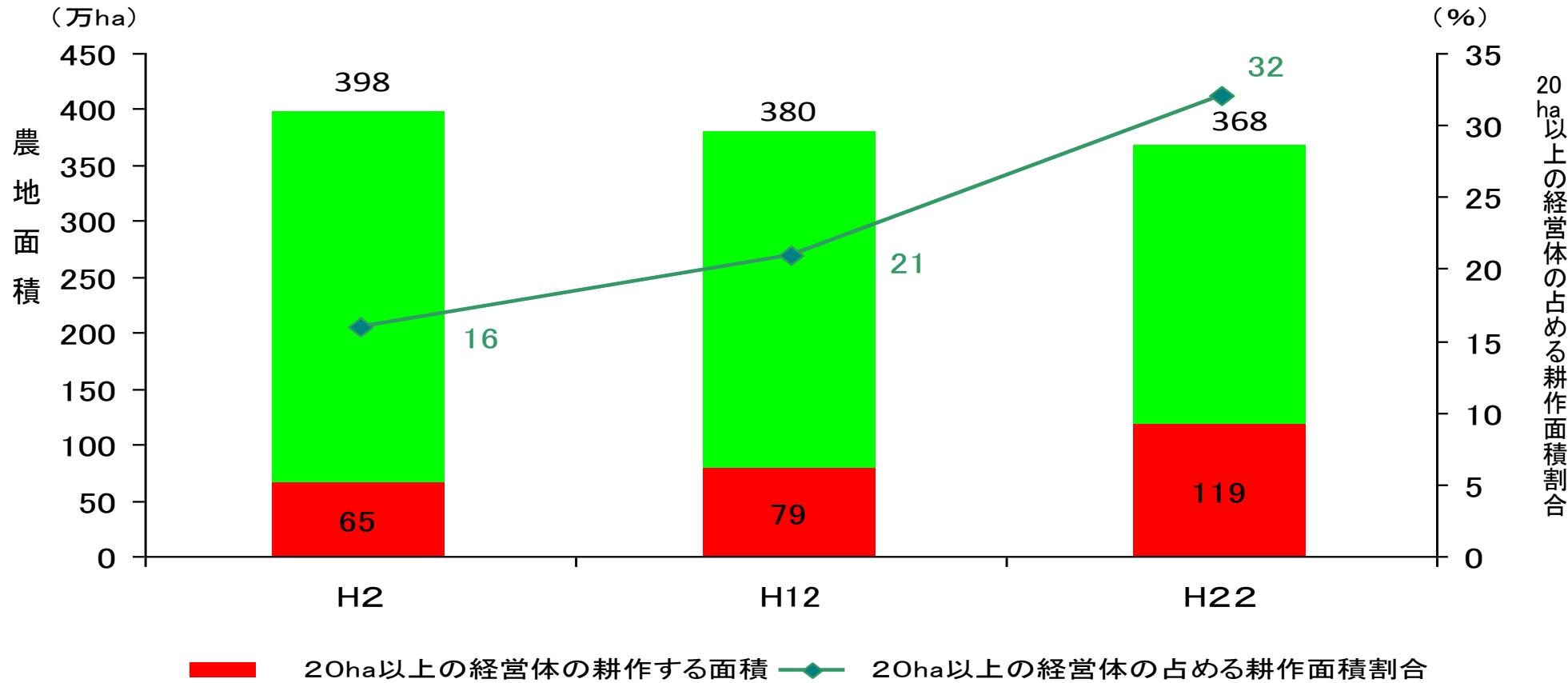
- 扱い手の利用面積(所有権又は賃借権等の集積面積:ストック)は、平成22年には、226万haとなり、農地面積全体に占める割合は49.1%となっている。



(備考)1. 農林水産省統計部「集落営農実態調査」、「耕地及び作付面積統計」及び経営局農地政策課調べ
2. 扱い手の利用面積とは、認定農業者(特定農業法人を含む)、市町村基本構想の水準到達者、特定農業団体(平成15年度から)、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農(平成17年度から)が、所有権、利用権、作業委託(基幹3作業)により経営する面積。

1. ③ 20ha以上の経営体の耕作するシェア

- 農地流動化の結果、20ha以上の経営体が耕作する面積シェアは、平成22年には、土地利用型農業の農地面積全体の32%となっている。

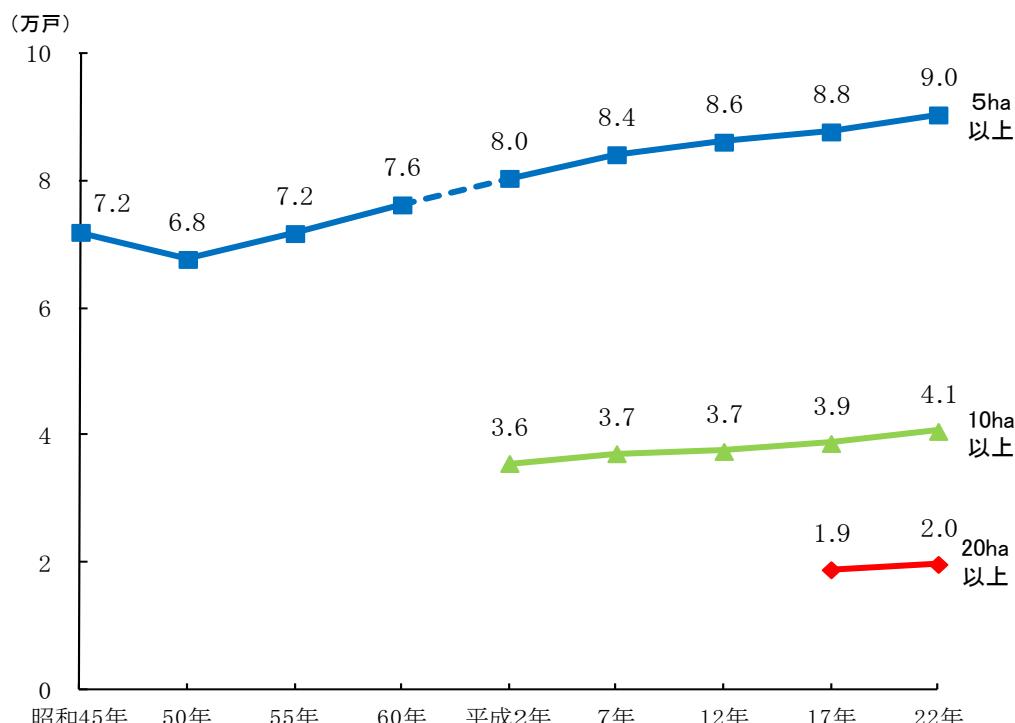


- (備考) 1. 農林水産省大臣官房統計部「農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」に基づく試算。
2. 土地利用型農業の耕地面積合計は、耕地及び作付面積統計の全耕地面積から、樹園面積、田で野菜を作付けている面積、畑で野菜を作付けている延べ面積を除いた数値。
3. 平成22年は農業経営体の数値。平成2年及び平成12年の数値は、販売農家と販売目的の農家以外の農業事業体の結果を合わせた数値である。

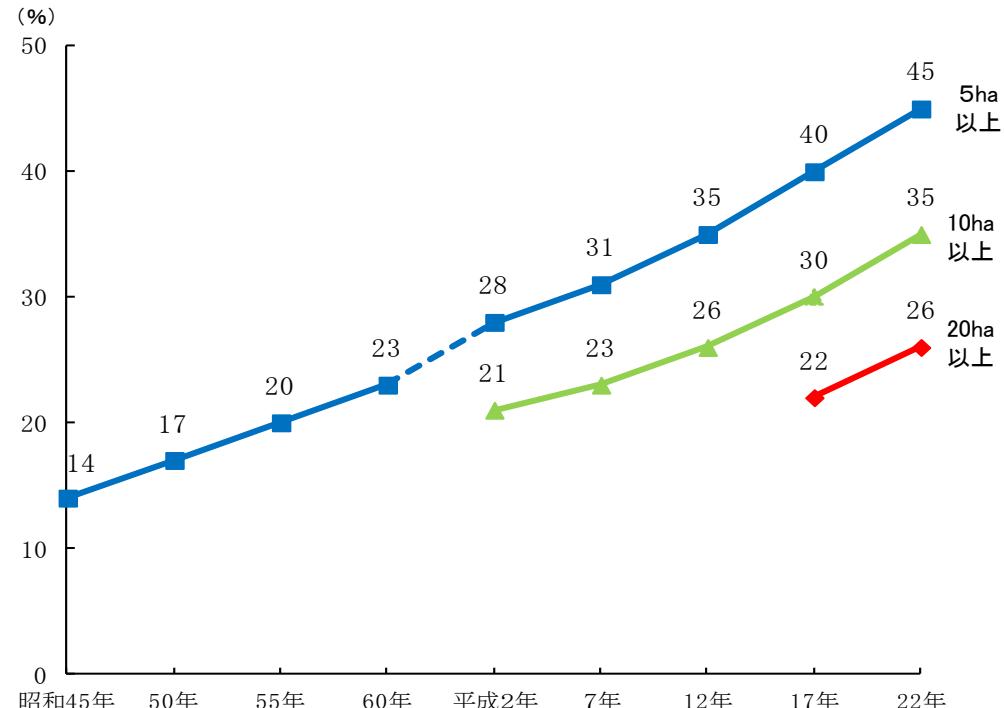
2. 担い手の動向 (1) 家族経営体の動向

- 全体の家族経営体数が減少する中(平成22年で163万戸)、5ha以上層は増加。なお、ある程度の規模になると法人化しているケースも多いとみられる。
- 農地シェアで見ると、平成22年には、5ha以上層が家族経営全体の45%を占めるに至っている。

① 経営耕地面積規模別の家族経営体数



② 経営耕地面積規模別の農地集積割合

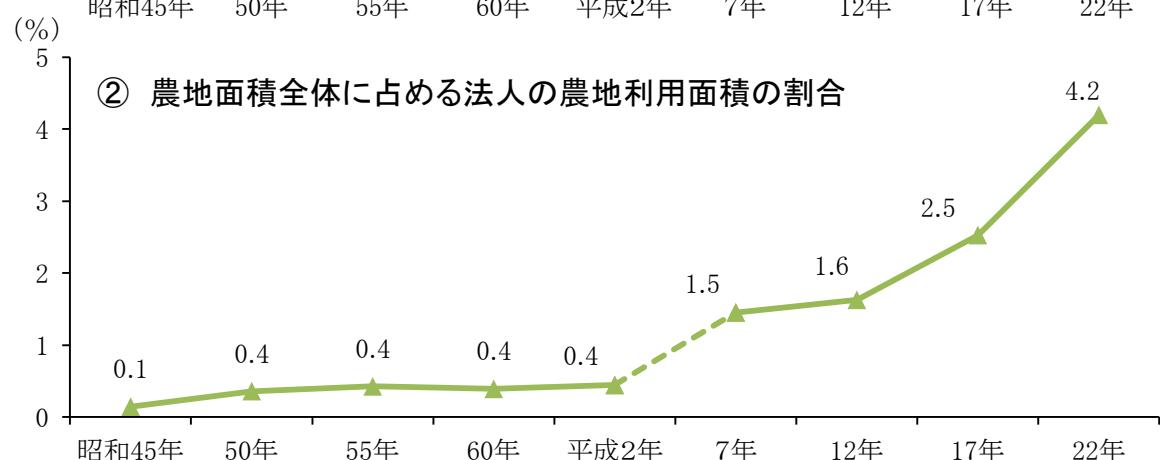
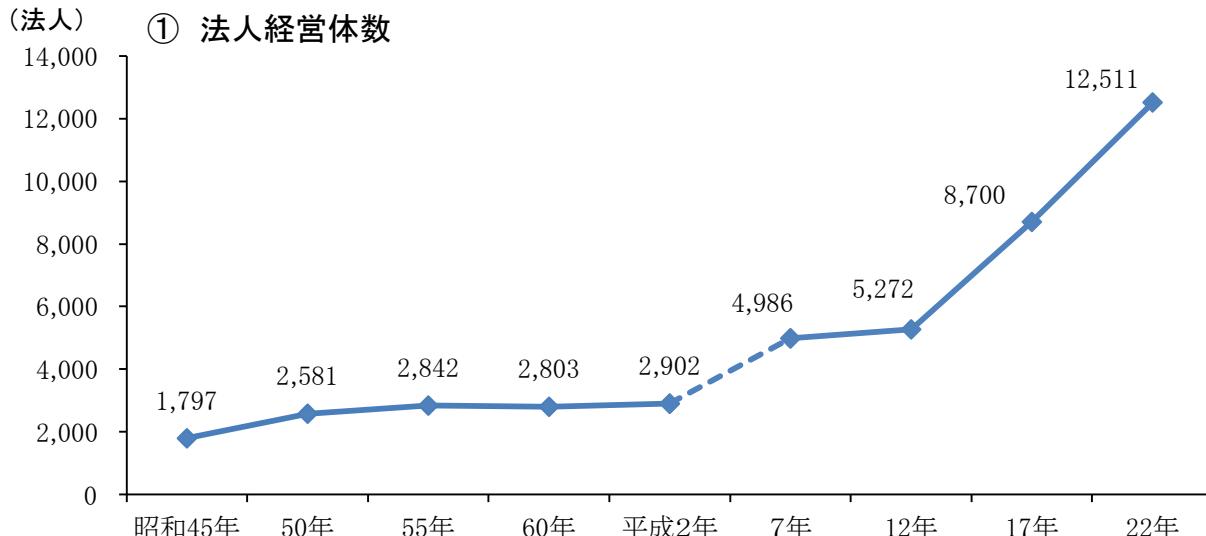


(単位: 万戸) (備考) 1. 農林水産省統計部「農林業センサス」により作成。
2. 昭和60年までは総農家、平成2年以降は販売農家。
3. 平成2年の集積割合は、各階層の農家数(2年)と
平均経営耕地面積(7年)により推計。

	昭和45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年
全家族経営体数	540.2	495.3	466.1	437.6	297.1	265.1	233.7	196.3	163.1

2. (2) 法人経営体の動向 ① 経営体数と農地面積

- 法人経営体数は、この10年で2倍以上に増加しており、農地面積全体に占めるシェアも増加。
- 平成22年の50ha以上の法人経営体は7%、法人経営体全体の農地面積の50%。
20ha以上の法人経営体は22%、法人経営全体の農地面積の80%。



③ 経営耕地面積規模別の経営体数と農地面積(22年)
(単位:法人、万ha、%)

	20ha未満	20~30	30~50	50ha以上	計
経営体数	9,706 (78)	946 (8)	931 (7)	928 (7)	12,511 (100)
農地面積	3.8 (20)	2.3 (12)	3.5 (18)	9.6 (50)	19.3 (100)

(備考)1. 農林水産省統計部「農林業センサス」、「面積統計」により作成。

2. 法人経営は、農家以外の農業事業体のうち販売目的のもので、平成2年までは会社のみであり、平成7年からは農事組合法人、農協、特例民法法人等を含む。

2. (2) ② 農産物販売金額と経営の多角化

- 平成22年の販売金額1億円以上の法人経営体数は3,036で、法人経営全体の24%。
- 法人経営体の約4割が6次産業化に取り組んでおり、その8割が直接販売を、4割が農産物の加工を実施。

① 農産物販売金額規模別の法人経営体数(22年)

		(単位:法人、%)
		経営体数
計		12,511 (100)
1億円以上	3,036	(24)
うち3億円以上	1,164	(9)
うち5億円以上	648	(5)

② 法人経営体の経営の多角化(22年)

		(単位:法人、%)
		経営体数
農業生産関連事業を行っている	5,391	(100) (法人経営体の43%)
消費者に直接販売	4,459	(83)
農産物の加工	1,896	(35)
貸農園・体験農園等	472	(9)
観光農園	503	(9)
農家民宿	68	(1)
農家レストラン	230	(4)
海外へ輸出	103	(2)

(備考)農林水産省統計部「農林業センサス」により作成。

2. (2) ③ 雇用

○ 平成22年の雇用者10人以上の法人経営体数は4,089で、法人経営全体の33%。

① 雇用者(常雇い及び臨時雇い)

人数規模別の法人経営体数(22年)

		(単位:法人、%)
		経営体数
計		12,511 (100)
10人以上	4,089 (33)	
うち20人以上	1,804 (14)	
うち30人以上	955 (8)	
うち50人以上	388 (3)	

② 常雇い人数規模別の法人経営体数(22年)

		(単位:法人、%)
		経営体数
計		12,511 (100)
10人以上	1,809 (14)	
うち20人以上	731 (6)	
うち30人以上	376 (3)	
うち50人以上	154 (1)	

③ 法人経営体の雇用者数(22年)

		(単位:人)
		実人数
雇用者		137,752
常雇い		67,713
臨時雇い		70,039

(備考)1. 農林水産省統計部「農林業センサス」により作成。

2. 常雇いとは、主として農業経営のために雇った人で、雇用契約に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人のことをいう。

臨時雇いとは、日雇、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい(労働交換)、手伝い(金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働)を含む。なお、農作業を委託した場合の労働は含まない。また、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が農繁期などに農業経営のための農作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。

3. 一般法人の農業への参入(平成21年農地法改正)

リース方式

- 参入の全面自由化
 - ・ リース契約なら、所有と異なり、不適正な利用の場合、契約解除して現状回復できる
 - ・ 農地価格は、収益価格(リース料の25年分)の4倍程度であり、所有権取得では投資回収は困難な状況
- リース期間も最長50年に延長

[実績]

法改正後、約3年間で1,071法人がリース方式で参入
(改正前(特区制度)の約5倍のペース)

※ なお、改正前の参入企業436のうち79は、採算が合わない等の事情で撤退したところ

所有方式

- 農地を所有できる農業生産法人の要件を大幅緩和

農業者等以外の出資者

- ・ 1出資者当たり → 廃止
1/10以下に制限
- ・ トータルで → 加工業者等については
1/4以下に制限 1/2未満まで緩和

[実績]

- 平成24年1月時点で加工業者等が出資している農業生産法人は、303法人で全体の11%
- その法人における加工業者等の出資比率が45%超は29法人で全体の10%のみ

(参考) リース方式と所有方式の比較

満たすべき要件	リース方式 (農業生産法人要件をみたす必要なし)	所有方式 (以下の要件を満たす法人を「農業生産法人」と称している)
法人形態	自由(すべての株式会社もOK)	株式会社(株式譲渡制限があるものに限る) 合名会社、合資会社、合同会社、 農事組合法人(農協法に基づく)
事業	自由(これまで農業をやっていない法人もOK)	売上高の過半が農業(販売・加工等を含む)
構成員	自由(農業者以外が100%出資でもOK)	農業者以外の議決権が、1/4以下(食品製造業者等の場合は1/2未満)であること
役員	・役員の一人以上が農業(販売等を含む)に常時従事すること	・役員の過半が農業(販売・加工等を含む)の常時従事者であること ・更にその過半が農作業に従事すること
その他	・農地を適正に利用していない場合には賃貸借の解除をする旨の契約が、書面で締結されていること ・地域の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること	